

別表2（第13条関係） 意見を述べる際の観点

項目	考え方
地域における高齢者住宅の必要量の確保	豊橋市の高齢者人口に対する高齢者住宅の割合が、市の住宅マスタープランで定めた供給目標値3%に達していないこと。
医療・介護施設との連携	<p>医療施設までの距離が概ね700m圏内であること。または入居者の求めに応じた医療サービスが利用できる協定を締結していること。さらに、入居者が介護サービスの利用を求めたときには、介護施設を案内できる体制であること。</p> <p>※ここでいう医療施設とは、医療法で定められた医療提供施設（歯科診療所を除く）をいう。また、介護施設とは介護保険法による介護サービスを提供する事業所をいう。</p>
公共交通機関へのアクセス	鉄道駅から概ね700m圏内であること。または、路面電車・バス・コミュニティバス停留所から概ね400m圏内であること。
まちづくりとの整合	立地が市街化区域内であること。または、市街化調整区域内にある地域拠点（豊橋鉄道（渥美線）大清水駅から概ね700m圏内、または豊鉄バス和田辻停留所から概ね400m圏内）であること。